

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する規程

平成30年11月13日 規程第30-84号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成28年法律第76号）、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則」（平成29年内閣府令第50号）（以下、総称して「宇宙活動法令」という。）その他の関係法令の規定に基づく義務を確実にかつ適正に履行することを目的とする。

(原則)

第2条 機構は、宇宙活動法令の規定に基づき、機構が行う人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理について、宇宙活動法令に定める基準及び措置に適合する形で実施するものとする。

(法令等との関係)

第3条 この規程に定めのない事項については、宇宙活動法令その他の関係法令の定めるところによる。

2 前条にいう基準及び措置の内容は、宇宙活動法令のほか、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間」（平成29年11月25日内閣府宇宙開発戦略推進事務局）（以下「審査基準」という。）その他の内閣府が定める文書に定めるところによる。

(許可及び認定)

第4条 機構は、宇宙活動法令の規定に基づき、機構が行う人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理について、必要な許可及び認定を取得して行うとともに、内閣総理大臣による監督に対して適切に対応する。

(組織)

第5条 安全・信頼性推進部システム安全推進ユニットは、本規程を履行するために必要な手続き及び内外との連絡調整に関する業務を行う。

(準則等)

第6条 機構は、宇宙活動法令その他の関係法令の規定を確実にかつ適正に履行するために、別に規程類、準則等を定める。

附 則

1. この規程は、平成30年11月15日から施行する。
2. 人工衛星等打上げ基準（規程15-37号）は、本規程の施行日をもって廃止する。